

【千歳市公設地方卸売市場における取引ルール】

千歳市公設地方卸売市場における共通の遵守事項以外の遵守事項及び定めた理由

取引ルール	定めた理由
売買取引の原則	市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない（法定事項）。
差別的取扱いの禁止	開設者及び卸売業者は、市場における業務の運営に関し、出荷者、仲卸業者、買受人その他市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない（法定事項）。
受託拒否の例外	<p>卸売業者は、販売委託の申込みがあった場合は、これを拒んではならない。ただし、次の法令で定められた事項については、例外を認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合 (2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると開設者が認める場合 (3) 卸売場、倉庫その他卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合 (4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合 (5) 販売の委託の申込みが法第13条第5項第5号の表の4の項の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合 (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合 (7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合 <ol style="list-style-type: none"> ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者 ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
卸売の相手方の制限	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、卸売業者は、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合であって、仲卸業者及び買受人の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市場における入荷量が著しく多い場合又は市場に出荷された生鮮食料品等が仲卸業者及び買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため、残品を生ずるおそれのある場合 (2) 仲卸業者及び買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合 (3) あらかじめ締結した契約に基づき、他の卸売市場等に卸売をする場合 (4) 災害が発生した場合 (5) 市場利用の周知効果を図るため、一部区域で日時を指定し、限定的に販売する場合

取引ルール	定めた理由
卸売業者についての卸売の相手方としての買受禁止	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、卸売業者は、当該卸売業者が卸売業務の許可を受けて卸売の業務を行う市場において、取扱品目に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受けてはならない。</p>
卸売業者が買受ける生鮮食料品等の制限	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、卸売業者は、市場において卸売業務の取扱品目の卸売をしたときは、卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められる場合を除くほか、仲卸業者及び買受人から当該卸売に係る生鮮食料品等の販売の委託を引受け、又は買受けてはならない。</p>
販売前における委託された生鮮食料品等の検収	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、卸売業者は、委託された生鮮食料品等の受領に当たっては、検収を確実にを行い、委託された生鮮食料品等の品種、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の確認を受け、その結果を速やかに委託者に通知するとともに、卸売業者の受領通知書及び売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託された生鮮食料品等の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていて、その了承を得られたときは、この限りでない。</p>
卸売した生鮮食料品等の仲卸業者及び買受人の明示及び引取り	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、卸売業者は卸売をした生鮮食料品等について、買受けた仲卸業者及び買受人が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>また、仲卸業者及び買受人は、卸売を受けた生鮮食料品等を速やかに引取らなければならない。卸売業者は、仲卸業者及び買受人が引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者及び買受人の費用でその生鮮食料品等を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>卸売業者が他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が当該仲卸業者及び買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者及び買受人に請求することができる。</p>
仲卸業者の業務の規制	<p>仲卸業者は、市場内において出荷者などから直接、販売の委託の引受けをしてはならない。</p> <p>また、仲卸業者は、卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買入れ販売してはならない。ただし、市場取引の活性化を図るため、仲卸業者が卸売業者から買入れることが困難な場合は、市長に報告することで認めることとする。</p>
取引する現品又は見本の下見	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、卸売業者は、仲卸業者及び買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければ取引を開始することができない。また、卸売業者は、見本又は銘柄により卸売をする場合には、その取引開始前に、その生鮮食料品等の品種、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を明示していなければならない。</p>

取引ルール	定めた理由
卸売の単位	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、市場において行う卸売の単位は、重量によるものとする。ただし、重量によることが困難な場合には、個数又は容器をもって取引の単位とすることができる。</p>
指値のある生鮮食料品等	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、卸売業者は、受託した生鮮食料品等に指値のある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。また、卸売業者は、売買成立の見通しがないと認めるときは、遅滞なく委託者に通報して再指示を受けなければならない。ただし、再指示を待つことにより委託者に著しく損害を与えるおそれがあると認めるときは、この限りでない</p>
売買取引の制限	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、市長は、せり売りによる卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差止め、又はせり直しを指示することができる。</p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>また、市長は、卸売業者、仲卸業者及び買受人が買受代金の支払を怠ったときは、売買を差止めることができる。</p>
衛生上有害な生鮮食料品等の売買禁止	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、市場関係事業者は、衛生上有害な生鮮食料品等を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>また、市長は、衛生上有害な生鮮食料品等の売買を差止め、又は撤去を指示することができる。</p>
委託者不明の生鮮食料品等の処理	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、卸卸売業者は、委託者不明の生鮮食料品等が到着したときは、直ちに委託者不明生鮮食料品等の処分について市長に申請し、承認を受けなければならない。また、卸売業者は、許可を受けた取扱品目以外の生鮮食料品等を受領したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、指示を受けなければならない。</p>
生鮮食料品等の品質管理の方法	<p>これまでの取引ルールを運用し、市場関係者間の取引を円滑にするため、卸市場関係事業者は、市場内において食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に即して市場の業務に係る生鮮食料品等の品質管理を行うものとする。</p>
規程の遵守	<p>公平・公正な取引を維持し市場の活性化を図るため、市場関係事業者のほか、市場を利用する者は、この規程を遵守しなければならない。</p>